

入札説明書

浄化センター運転管理業務委託

令和7年1月

奈良県県土マネジメント部下水道マネジメント課

入 札 説 明 書

浄化センター運転管理業務委託に係る入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記の第6に従い、説明を求めることができます。

第1 公告日 令和7年1月10日（金）

第2 契約者 奈良県知事 山下 真

第3 競争入札に付する事項

- 1 委託名 浄化センター運転管理業務委託
- 2 委託場所 大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
奈良市西九条町5-5-1 南奈良幹線中継ポンプ場
生駒郡安堵町窪田620-6 竜田川幹線中継ポンプ場
生駒郡三郷町勢野西1丁目3685-5 信貴山幹線中継ポンプ場
大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区幹線管渠
- 3 委託内容 仕様書のとおり
- 4 委託期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

第4 予定価格の額及び調査基準価格の額

- 1 予定価格は、物品購入等に係る入札執行要領第19(1)に基づき、非公表とする。
- 2 調査基準価格は、1の金額に10分の6を乗じて得た額とする。

第5 設計図書等の交付等

1 設計図書等の交付は次により閲覧してください。

- (1) 期間 令和7年1月10日（金）から同年1月30日（木）まで
- (2) 方法 電子閲覧によります。

奈良県県土マネジメント部下水道マネジメント課のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nara.jp/30148.htm>

2 設計図書等の閲覧において数字等が不鮮明な場合は、次により設計図書等を閲覧することができます。

- (1) 日時 令和7年1月16日（木）午前9時から正午まで
- (2) 場所 〒639-1035 大和郡山市額田部南町160
奈良県流域下水道センター総務課総務経営係
電話番号（代表） 0743-56-2830

3 共通仕様書第23条2）から6）までに定める管理指針等は次により貸与することができます。

- (1) 期間 令和7年1月10日（金）から同年1月30日（木）まで
- (2) 方法 2の(2)に示す場所に電話等で申込の後、CDで貸与します。

第6 設計図書等に関する質問

1 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出してください。

- (1) 提出日時 令和7年1月20日（月）正午まで

- (2) 提出先 奈良県県土マネジメント部下水道マネジメント課 総務経営係
宛 先： gesui@office.pref.nara.lg.jp
電話番号： 0742-27-7524
- (3) 提出方法 電話連絡のうえ、電子メールにより提出してください。

2 1の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 日時 令和7年1月24日（金）以降
- (2) 場所 奈良県県土マネジメント部下水道マネジメント課のホームページに掲載
<https://www.pref.nara.jp/30148.htm>

第7 入札参加申込書の作成・提出

技術提案書（事前）の送付を持って受け付けるため要しません。

ただし、共同企業体で入札に参加しようとする者は別途、共同企業体の構成に関する協定書を提出しなければなりません。

1 共同企業体の構成に関する協定書の作成、提出

- (1) 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- (2) 技術提案書等（事前）と同封して、提出してください。
- (3) 提出部数は1部とします。
- (4) 提出された協定書は返却しません。

第8 技術提案書に関する事項

1 業務の実施方針等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には次のとおりです。

- (1) 配置予定技術者（企業）の経験及び能力について
配置予定の統括責任者、副統括責任者及び主任者（以下「責任者等」といいます。）の資格要件・専門技術力・情報収集力、女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況、障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況、保護観察対象者等の雇用の状況、環境に配慮した事業活動の状況、人権意識の向上に係る取組の状況等について評価します。
- (2) 実施方針、施工体制
業務の理解度、施工体制について評価します。
- (3) 評価テーマ
評価テーマに関する技術提案について評価します。

2 評価の基準

評価基準及び配点は別添-1のとおり。

第9 技術提案書（事前）の内容確認

この入札に参加しようとする者は、別添-2の各様式により技術提案書（事前）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事前）」といいます。）を次のとおり提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書等（事前）を提出しない者及び技術提案書等（事前）が適正でない者（未記載を含みます。）若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この入札に参加することができません。

1 技術提案書等（事前）の提出

- (1) 提出期限 令和7年1月30日（木）午後5時（期限までに到着したもののみ有効とします。）
- (2) 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部下水道マネジメント課総務経営係

(奈良県分庁舎 5 階)

電話番号 0742-27-7524 (ダイヤルイン)

- (3) 提出部数 各 1 部
- (4) 提出方法 書留郵便に限ります。封筒に「令和 7 年 3 月 5 日開札 浄化センター運
転管理業務委託 技術提案書(事前) 在中」と朱書するとともに、奈良県知事あての親
展としてください。

2 技術提案書等(事前)の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 技術提案書(事前)は様式 1-1 により作成してください。
- (3) 配置予定技術者(企業)の経験及び能力等については、様式 1-2 (自己採点申告
書)の「自己採点(入札参加者記入)」欄に別添-1 で定められた各評価(審査)項目
における自社の点数を記入して下さい。
- (4) 配置予定技術者(企業)の経験及び能力等については、入札参加者より提出された技
術提案書(事前)のうち、様式 1-2 に記載の点数を正しい数値であると仮定して算定
します。ただし、様式 1-2 の「自己採点(入札参加者記入)」欄に点数が記載されて
いない(点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。)評価(審査)
項目、各「配点」の上限を超える点数を記載した評価(審査)項目については、当該評
価(審査)項目の配点における最低の点数に修正の上、評価するものとします。
- (5) 実施方針、施工体制について、実施方針(業務の理解度)、通常時において安全で確
実な業務遂行を目的とした実施体制、及び自然災害(ゲリラ豪雨、地震等)発生後の施
設の早急な点検調査・応急対応等について適切な対応が可能な実施体制を様式 3 に記載
してください。

なお、様式 3 の記載枚数は A 4 片面で 2 枚以内とし、2 枚を超える記載があった場合、
2 枚目までを評価対象とします。

- (6) 評価テーマに関する技術提案について、運転管理業務において放流水の目標管理水質
を安定的に達成するための効果的な手法、運転管理業務においてコスト削減を実現する
ための効果的な手法、及び保守点検業務において長期的な観点で施設の維持、延命化及
び修繕費等コストの削減を実現するための効果的な手法を様式 4 に記載してください。

なお、様式 4 の記載枚数は A 4 片面で 3 枚以内とし、3 枚を超える記載があった場合、
3 枚目までを評価の対象とします。

3 その他

- (1) 提出された技術提案書等(事前)は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (2) 提出された技術提案書等(事前)は、返却しません。
- (3) 提出された技術提案書等(事前)の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出
期限内に再提出があった場合は、最後に到達したのもののみを審査の対象とします。

第 10 技術提案書(事前)の提出者に対する適否の通知

技術提案の適否の審査結果については、令和 7 年 2 月 25 日(火)までに通知します。

第 11 技術提案の適否に対する理由の説明

- 1 技術提案が適正でない旨の通知を受けた者は、その理由について、次に従い、書面によ
り説明を求めることができます。
 - (1) 提出期限 令和 7 年 2 月 27 日(木)までの午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午
後 1 時までを除きます。)
 - (2) 提出場所 第 9 の 1 の(2)に同じ。

- (3) 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。郵送及び電送によるものは受け付けません。
- 2 説明を求められたときは、令和7年3月3日(月)までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

第12 入札の手續

1 入札方法等

- (1) 入札書(様式A1)は、郵便又は持参によるものとし、電送による入札は認めません。
- (2) 入札書の宛名を奈良県知事としてください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状(参考様式)を入札前に提出してください。
- (4) 入札書及び見積根拠資料(様式A2)を封筒に入れ、封筒の表に「令和7年3月5日開札 浄化センター運転管理業務委託 入札書在中」と朱書するとともに入札者の住所及び商号又は名称を記載のうえ、封印等の処理をしてください。
- (5) 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 入札は、2年間の総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (7) 入札執行回数は2回までとします。1回目の入札(以下「初度入札」といいます。)において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに2回目の入札(以下「再度入札」といいます。)を行います。
再度入札に参加する場合は、入札書及び見積根拠資料を2枚用意してください。ただし、当該入札に参加しようとするものがない場合は行いません。
なお、初度入札において、無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできません。
- (8) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、入札辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過したときをもって、この業務の入札を辞退したものとみなします。

2 郵便入札による入札書等の提出

入札書は、郵便により提出することができます。この場合は、書留郵便とし、入札書及び見積根拠資料は初度入札及び再度入札別に宛名を奈良県知事とした中封筒に入れ、中封筒の表に「令和7年3月5日開札 浄化センター運転管理業務委託 初度入札書在中」及び「令和7年3月5日開札 浄化センター運転管理業務委託 再度入札書在中」と朱書するとともに、入札者の商号又は名称を記載のうえ、封印等の処理をしてください。中封筒は、表封筒に入れ、「令和7年3月5日開札 浄化センター運転管理業務委託 入札書在中」と朱書するとともに入札者の住所及び商号又は名称を記載し、奈良県知事あての親展として令和7年3月4日(火)午後5時まで(期限までに到着したもののみ有効とします。)に第9の1の(2)に定める場所へ到着するようにしてください。

第13 技術提案書(事後)の作成等

- 1 開札後、入札公告第3の8に該当する者は、技術提案書(事後)及びその添付書類(以下「技術提案書等(事後)」)といいますが、)を次のとおり作成し、入札公告第3の8で指定する場所へ入札公告第3の8で指定する期限までに提出してください。

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 技術提案書（事後）は様式 1－3 により作成してください。また、すべての添付資料のサイズは A 4 以上とすることとし、複数の資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・業務場所等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出して下さい。配置予定者の実績については氏名（フルネーム）等が整合できるものを提出して下さい。（文字等の判読困難である場合又実績が明確に判断できない場合は、評価の対象外とする場合があります。）
- (3) 配置予定技術者（企業）の経験及び能力について、様式 2－1、様式 2－2（①、②、③全て）及び様式 2－3（①、②、③全て）に記載してください。

なお、入札公告第 2 の 1 の(6)又は第 2 の 2 の(1)エに定める配置予定の責任者等のうち統括責任者 1 名、副統括責任者 3 名、主任者（水処理）、主任者（汚泥処理）及び主任者（焼却）ごとに作成し提出が必要です。また、評価にあたっては、提出された配置予定の責任者等ごとに採点します。ただし、副統括責任者の評価値は、各々の副統括責任者の評価点の平均値を採用します。同様に、主任者の評価値は、主任者（水処理）、主任者（汚泥処理）及び主任者（焼却）の評価点の平均値を採用します。

ア 技術者資格

別添－1 で指定する資格について記載し、当該資格を有することを証明する書類（資格証等の写し）を添付してください。添付資料で確認できない場合は、資格を有すると認めません。

イ 業務執行技術力

平成 26 年 4 月 1 日以降、公告日前日までに国内の下水道法に基づく終末処理場の運転管理業務について、統括責任者、副統括責任者又は主任者として 1 年以上継続して従事した実績（技術員等としての実績は除く）を記載してください。

なお、実績を的確に判断できる資料を添付してください。添付資料で確認できない場合は、実績を有すると認めません。

※統括責任者、副統括責任者及び主任者とは、下水道施設維持管理積算要領（終末処理場・ポンプ場施設編）の表 1－2－1 で規定する業務総括責任者、副総括及び主任をいいます。

※地方公共団体又は地方公共団体設立の下水道公社等が発注した業務に限ります。

※技術員等とは、下水道施設維持管理積算要領（終末処理場・ポンプ場施設編）の表 1－2－1 で規定する技術員、技能員及びその他をいいます。

ウ 地域精通度

平成 26 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに奈良県内の下水道法に基づく終末処理場での運転管理業務に従事した実績の有無を記載してください。

なお、実績を的確に判断できる資料を添付してください。添付資料で確認できない場合は、実績を有すると認めません。

※地方公共団体又は地方公共団体設立の下水道公社等が発注した業務に限ります。

(4) 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況

ア 公告日前日までの、えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無について、様式 2－4（単独の者である場合は①、共同企業体である場合は②）を提出してください。認定がある場合は、様式 2－4 記載の添付書類を提出してください。

イ 公告日前日までに、女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定がある場合、様式 2－5（単独の者である場合は①、共同企業体である場合は②）を提出してください。策定がある場合は、様式 2－5 記

載の添付書類を提出してください。

※共同企業体の評価値は、各々の構成員の最高値により算出するため、全構成員について提出する必要はありません。

(5) 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況

①雇用人数

令和6年6月1日現在の障害者の雇用の状況について、様式2-6（単独の者である場合は①、共同企業体である場合は②）を提出してください。

なお、法定事業者（常用雇用労働者数40.0人以上）又は法定事業者である構成員にあっては、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和6年6月1日現在）の写しを添付してください。その他事業者（常用雇用労働者数40.0人未満）又はその他事業者である構成員にあっては「障害者雇用状況報告書（国への報告義務のない事業者用）（第1号様式）」（令和6年6月1日現在）を今回作成し添付してください。

※評価値は、別添-1の※6、※7及び※8に基づいて算出します。

②障害者の職場実習の受入実績の有無

公告日前日以前1年の間における障害者の職場実習の受入実績について、様式2-7（単独の者である場合は①、共同企業体である場合は②）を提出してください。受入実績がある場合は、実施日、支援機関等が確認できる書類（第2号様式又は受入にあたり支援機関等が作成した依頼文書、業務日報（作成者を明らかにしたもの）等の写し）を添付してください。

対象となるのは以下の場合です。

- ・特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合
- ・障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合

※共同企業体の評価値は、各々の構成員の最高値により算出するため、全構成員について提出する必要はありません。

③障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績の有無

公告日前日以前1年の間における障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績の有無（年額10万円以上の発注実績の有無）について、様式2-8（単独の者である場合は①、共同企業体である場合は②）を提出してください。実績がある場合は、発注実績報告書（第3号様式）及び添付書類（契約書、納品書、請求書、領収書等の写し）を提出してください。対象となるのは以下の場合です。

1. 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
 - エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
 - オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

施行令（以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

- カ 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体

2. 施設等に対して物品及び役務の調達のおっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

※契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含みます。

※共同企業体の評価値は、各々の構成員の最高値により算出するため、全構成員について提出する必要はありません。

(6) 保護観察対象者等の雇用の状況等

令和5年4月1日以降公告日前日までの保護観察対象者等の雇用の有無及び公告日前日までの協力雇用主の登録の有無について、様式2-9（単独の者である場合は①、共同企業体である場合は②）を提出してください。

なお、奈良県保護観察所長の証明を受けた「保護観察対象者等雇用に関する証明書（第4号様式）」の写しを添付してください。ただし、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用の両方とも無しの場合は証明を受けることができないので添付不要とします。

※保護観察対象者等とは、保護観察の対象者及び更生緊急保護の対象者をいいます。

※共同企業体の評価値は、各々の構成員の最高値により算出するため、全構成員について提出する必要はありません。

(7) 環境に配慮した事業活動の状況

公告日前日までの、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無について様式2-10（単独の者である場合は①、共同企業体である場合は②）を提出してください。登録又は認証がある場合、登録証又は認定証の写しを添付してください。

※共同企業体の評価値は、各々の構成員の最高値により算出するため、全構成員について提出する必要はありません。

(8) 人権意識の向上に係る取組の状況

公告日前日以前1年の間における自社の従業員を受講対象とする人権研修実施の有無について、様式2-11（単独の者である場合は①、共同企業体である場合は②）を提出してください。研修を実施している場合は、人権研修実施報告書（第5号様式）及び添付書類を提出してください。

当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであつてかつ、以下の場合を対象とします。

- ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料（冊子・DVD等）を用いて自社の従業員に研修を実施した場合
- ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合
- ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合

* 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人（公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とします。

- * その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とします。

＜人権問題テーマの例示＞ ※「奈良県人権施策に関する基本計画」より

- ・ 部落差別の解消
- ・ 女性の人権
- ・ 子どもの人権
- ・ 高齢者の人権
- ・ 障害のある人の人権
- ・ 生活困窮にある人の人権
- ・ ひきこもり状態にある人の人権
- ・ 性的マイノリティの人権
- ・ ハンセン病患者等の人権
- ・ 刑を終えて出所した人の人権
- ・ 犯罪被害者等の人権
- ・ アイヌの人々の人権
- ・ 外国人の人権
- ・ 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権
- ・ インターネットによる人権侵害
- ・ ハラスメントに関する人権
- ・ 災害時における人権 等

※共同企業体の評価値は、各々の構成員の最高値により算出するため、全構成員について提出する必要はありません。

- (9) 提出された技術提案書等（事後）を確認した結果、様式1－2（自己採点申告書）に記載の申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱うものとします。
 - ア 様式1－2に記載された各評価（審査）項目における点数が、過大評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について適切な点数に修正の上、評価します。
 - イ 様式1－2に記載された各評価（審査）項目における点数が、過小評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について記載された点数により評価します。（点数の修正は行いません。）
- (10) 技術提案書等（事後）を確認した結果、落札候補者の技術評価点に変更となった場合は、発注者が評価した技術評価点に基づき評価値を算出します。評価値の最も高い者が変更となった場合は、再度、最も評価値が高い者を落札候補者として、評価値の最も高い者決定するまで入札公告第3の8及び第4の8に定める規定を繰り返します。
- (11) その他
 - ア 提出された技術提案書等（事後）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
 - イ 提出された技術提案書等（事後）は、返却しません。
 - ウ 提出された技術提案書等（事後）の内容について、疑義がある場合は、必要に応じて技術提案書（事後）の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

第14 見積根拠資料の提出

- 1 見積根拠資料は、示された全項目に金額を明示し、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載押印することが必要です。
- 2 見積根拠資料は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、次のいずれかに該当する場合の入札は無効となりますので、間違いのないように作成してください。

- (1) 見積根拠資料を提出しない場合。
- (2) 見積根拠資料の「業務価格」欄に記載される額が「入札書」に記載される額と一致していない場合。
- (3) 見積根拠資料における各業務の金額の計算が「業務価格」欄の額と異なっている場合。
- (4) 見積根拠資料において仕様書に示された業務ごとの一式金額・直接業務費・直接経費・技術経費・契約内ユーティリティ等及び間接業務費の各項目の金額を記載していない場合。

第15 入札の無効

技術提案書等が適正でない者の行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

第16 落札者の決定方法等

- 1 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書等の内容が適正である者のうち、入札公告第4の7に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とします。この場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者でくじを行い、落札候補者を決定します。くじを辞退することはできません。

なお、立会い希望者がいない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員がくじを引きま

す。
ただし、落札者の決定については、一時保留し、技術提案書等（事後）及び競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を郵便により通知します。

- 2 落札候補者となるべき者の入札価格が、調査基準価格の110分の100に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る場合は、落札候補者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札候補者とならない場合があります。

- 3 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、履行確実性調査報告書（※）を令和7年3月11日（火）の午前9時から正午までの間に第9の1の(2)に定める場所へ提出するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

※ 履行確実性調査報告書の様式等は、奈良県県土マネジメント部下水道マネジメント課のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nara.jp/30148.htm>

- 4 聞き取り調査の結果、次のいずれかに該当すると認められる場合には、適正な業務の履行が確保されないおそれがあると認められる場合に該当するものとし、調査対象者（次順位以降の者が履行確実性調査の調査対象となった場合の次順位以降の者も含みます。）を失格とします。

- (1) 履行確実性調査に協力しない場合
- (2) 設計仕様等に適合しない場合
- (3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合
- (4) 法令違反、契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- (5) 上記のほか、適正な業務の履行が確保されないおそれがあると認められる場合

- 5 配置予定の責任者等についての注意事項

入札者は、この業務委託のほか、次に掲げる業務委託の入札に参加することができません。ただし、それぞれの業務において配置予定の統括責任者、副統括責任者又は主任者

が同一の場合は、最初に落札者に決まった業務のみを委託し、それ以外の業務の入札は無効とします。

- (1) 第二浄化センター運転管理業務委託
- (2) 宇陀川浄化センター運転管理業務委託
- (3) 吉野川浄化センター運転管理業務委託

第17 競争入札参加資格の確認の手続

開札後に落札候補者となった者に対して行いますが、入札公告第2の1の(2)及び(3)については、技術提案書等（事前）の提出時においても確認を行うものとします。

なお、競争入札参加資格確認申請書等を期限までに提出されない場合は当該入札を無効とします。この場合、次順位以降の者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次確認を行います。また、次順位以降の者を落札候補者として競争入札参加資格の確認をする場合の日時及び場所等は別途通知します。

なお、競争入札参加資格確認申請書等の提出がない場合は、当該入札が無効になるとともに、入札参加停止措置を受ける場合があります。

1 競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料の提出

開札後、落札候補者となった者は、「競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料」を次の表により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

| | |
|---------|--|
| 対象書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格確認申請書（様式S1） ・業務実績報告書（様式S2-1、様式S2-2） （必要に応じて、業務履行証明書（様式S3）） ・予定統括責任者の資格等報告書（様式S4-1） ・予定副統括責任者の資格等報告書（様式S4-2） ・予定主任者の資格等報告書（様式S4-3） |
| | 上記記様式に添付すべき書類の写し |
| 提出方法 | 持参に限ります。 |
| 提出期限 | 入札公告第4の8に指定する日時 |
| 提出先 | 第9の1の(2)に同じ。 |
| 作成に係る費用 | 申請者負担とします。 |

2 競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料の作成等

競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、次に従い作成してください。

(1) 競争入札参加資格確認申請書（様式S1）

単体又は共同企業体の代表者、代表者以外の構成員が入札公告第2の1の(2)及び(4)に掲げる資格があることが確認できる登録状況を記載してください。その登録状況を確認できる資料として、(4)において、登録規程第2条第1項に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていることがわかる書面の写しを添付してください。

(2) 業務実績報告書（様式S2-1、様式S2-2）

単体又は共同企業体の代表者は、入札公告第2の1の(5)に掲げる業務実績を様式S2-1に記載し、共同企業体の代表者以外の構成員は、入札公告第2の2の(3)のイに掲げる業務実績を様式S2-2に記載してください。その業務実績を確認できる資料として、履行実績が確認できる契約書及び仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。

これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書（様式S3）を添付してください。

(3) 予定統括責任者の資格等報告書（様式S4-1）

入札公告第2の1の(6)又は第2の2の(1)エに掲げる統括責任者について、作成してください。その内容を確認できる資料として、経歴書（様式S4資料）、雇用関係を証明する書面（健康保険被保険者証の写し等）及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。

(4) 予定副統括責任者の資格等報告書（様式S4-2）

入札公告第2の1の(6)又は第2の2の(1)エに掲げる副統括責任者について、作成してください。その内容を確認できる資料として、経歴書（様式S4資料）、雇用関係を証明する書面（健康保険被保険者証の写し等）及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。

(5) 予定主任者の資格等報告書（様式S4-3）

入札公告第2の1の(6)又は第2の2の(1)エに掲げる主任者について、作成してください。その内容を確認できる資料として、経歴書（様式S4資料）、雇用関係を証明する書面（健康保険被保険者証の写し等）及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。

3 その他

- (1) 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- (2) 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、返却しません。
- (3) 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料の提出後に別途指示する期限以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。

第18 契約の手続等

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 契約保証金
契約規則第19条に定めるところとします。
- 3 契約書作成の要否
要します。

なお、本県は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を第22記載の提出先に電子メールにより提出してください。

第19 責任者等の配置

落札者は第13の1の(3)及び第17の1の提出資料に記載した配置予定の責任者等をこの業務の履行場所に配置するものとします。なお、業務の履行に当たって、資料に記載した配置予定の責任者等を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限りです。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

第20 契約の不締結

落札決定後、契約までの間に、落札者（共同企業体の場合は、共同企業体の構成員のうち1者以上）について、入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けている場合は、契約を締結しません。

第21 公契約条例の適用

この事業は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条

例」といいます。)第2条第2号に規定する特定公契約(以下「特定公契約」といいます。)として契約するものであり、公契約条例第2条第4号に規定する特定受注者及び同条第6号に規定する特定下請負者等は、公契約条例第8条から第17条までの規定の適用を受ける者とします。

この契約の受注者となった者は、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則(平成26年10月奈良県規則第33号)を遵守し、契約書に添付する「特定公契約特約条項」の定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は、奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。

第22 問い合わせ

不明な点についての問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部下水道マネジメント課総務経営係(奈良県分庁舎5階)

電話番号 0742-27-7524(ダイヤルイン)

電子メールアドレス gesui@office.pref.nara.lg.jp